

## (4) 障害者

### 【現状と課題】

地域社会において、障害のあるなしに関わらず、市民だれもがそれぞれかけがえのない個性をもったひとりの人間として尊重されなければなりません。

国においては、1993（平成5）年3月、10年間の我が国の障害者施策の基本的な方向を示す計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定されました。さらに同年12月には、「障害者基本法」が改正され、障害者の自立と社会参加を一層促進するため、国の障害者施策に関する計画の策定が義務づけられ、これを受けたて障害者の生活全般にわたる様々な施策が総合的に行われています。

しかし、全国的には、障害や障害者に対する無理解や誤解が差別や偏見を生み出しています。2007（平成19）年に実施した「市民意識調査」によると「障害者に対しての差別や偏見」について、「差別がある」との意見が57.5%となっており、約6割が障害者に対する差別や偏見の存在を認識しています。社会を構成するすべての人が、障害者の様々な問題について理解を深め、共通の認識を得ていくことが極めて重要であり、そのためには、広報や研修等の様々な手段を活用した啓発活動を充実する必要があります。さらに、人権意識の醸成や障害者雇用については、行政が率先して進めていく必要があることから、障害者理解を図る研修を人権教育の一環として位置づけ、取り組んでいくことが必要です。

また、障害者が地域生活を送る上で、ボランティアの果たす役割は大きく、その担い手の確保と活動の活性化が求められています。そして、ボランティア活動を活性化していくためには、ボランティアを必要とする人とボランティア活動を行う人とをつないでいくことが重要です。そのためにも、障害者のニーズ把握及びボランティア活動の広報活動を推進するとともに、ニーズと活動をつなぐ調整機能の充実を図ることが求められています。さらに、障害者が地域の一員として生活のできる共生社会を実現するためには、幼少期からの様々な体験等を通じた福祉教育を推進していく必要があることから、現在、市内の小中学校において、総合的な学習の時間に、障害者本人や障害者福祉従事者による講演会や手話通訳体験等を実施しています。

また、市民に対しても、様々な機会を通じて障害者に対する認識を求める取組を推進していく必要があります。

### 【施策の基本的方向】

ノーマライゼーション（\*7）の理念のもと、「障がいのあるなしに関わらず、だれもが住みよく、安心・やすらぎを感じるまちづくり」を基本理念とした「大田市障がい者計画」（2008（平成20）年3月策定）に沿って、障害者が地域において自立して生活し、市民だ

れもが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図ります。さらに、障害及び障害者に関する理解を促進し、幅広い市民の参加による啓発・広報活動を推進します。

## 【具体的施策】

### ア. 障害及び障害者理解を図る取組の推進

障害及び障害者に対する正しい理解を図るために、毎年12月の「障害者週間」に併せた啓発イベントをはじめ、広報等による啓発活動を推進します。

また、障害のある人とないとの社会交流の場づくりを進めるとともに、障害者の社会参加の促進を図るため障害者スポーツや文化イベントの振興に努めます。

### イ. 障害者の雇用・就労支援体制の整備

障害者の職業生活における自立を実現するための就労支援等を進める島根県障害者就労支援センター（大田圏域）が設置されたことに伴い、障害者理解や障害者雇用制度の周知を図るための「障害者雇用セミナー」の開催、障害者雇用に積極的な事業所の業務内容を直接理解することで本人の就労意欲を促す職場見学の実施、障害者雇用の契機づくりとして障害者の就労実習の実施等、就労支援センター等関係機関と連携を図りながら、障害者の雇用促進に努めます。

### ウ. 自立支援・相談支援体制の整備

市の福祉相談窓口と併せて、市内の2事業所に委託した障害者相談支援事業所での専門的な相談支援や在宅の身体障害者に対して、身体障害者自身がカウンセラーとなって相談支援を行う「ピアカウンセリング（＊8）」事業（市委託事業）を実施します。

また、島根県が設置する「身体障害者相談員」、「知的障害者相談員」による障害者相談支援業務の実施、さらに、市社会福祉協議会においても権利擁護などの相談に応じ適切な情報提供を行うほか、判断能力が不十分な障害者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業を実施します。そして、障害者本人の権利や財産を守るために法律で支援する成年後見制度については、関係機関と連携を取りながら利用促進を図ります。

### エ. ボランティア活動の促進

当市では、市社会福祉協議会をとおして、障害者が必要とするボランティアニーズの把握に努めながら、そのニーズがボランティア活動につながるように総合調整機能の充実に努めます。

また、ボランティア体験や各種講座、研修会、広報活動等を通じて、市民のボランティア意識の醸成を図るとともに、ボランティアの育成と活動支援を進めています。

#### **オ. 福祉教育の推進**

学校教育等において、総合的な学習の時間に、障害者本人や障害者福祉従事者による講演会や手話通訳体験等の実施を行うなど、幅広い交流や活動を通じた福祉教育を促し、障害者福祉にかかる認識を深めていきます。

また、公民館を中心とする社会教育施設において、人権教育等、多様な学習機会の提供に努め、障害者の認識を深める取組を推進していきます。

#### **カ. 公共的施設等のバリアフリー化の推進**

「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」(2000(平成12)年4月施行)の考え方・整備基準を踏まえ、障害者・高齢者等が利用しやすい公共的施設等のバリアフリー(\*9)化の整備と啓発活動を推進していきます。